

平成27年7月1日施行

仙台市協働によるまちづくりの 推進に関する条例(概要)

仙台の市民活動

清流広瀬川をよみがえらせた力、スパイクタイヤを全廃に導き市民の健康を守り続けてきた力、そしてコミュニティを育ててきた力、こうした市民の力が魅力ある仙台のまちを創りあげてきました。さらに、平成11年に「市民協働元年」を宣言して以来、「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」のもと、あらゆる分野で多彩な市民活動が展開され、東日本大震災からの復興の大きな力となっています。



まちづくりを支える
町内会活動



定禅寺ストリート
ジャズフェスティバル



広瀬川の清掃活動



仮設住宅での学習サポート

仙台市市民公益活動の促進に関する条例施行

新たな
協働のステージへ

改正

仙台市協働によるまちづくりの推進
に関する条例施行

仙台市市民活動サポートセンター設置
(全国初の公設NPO営)

1999/04

1999/06

市民協働元年

- 市民協働事業提案制度の創設
- 「仙台協働本」(手引き)の作成 etc

2015/07

新しい条例ができるまで

近年は人口減少や少子高齢化などにより地域課題が複雑化しており、まちづくりの担い手である市民や市民活動団体、町内会、大学、企業、行政などが力を合わせないと解決できない問題も増えています。

そのような中、市民活動実践者や学識経験者等からなる市民公益活動促進委員会や、市民の皆さんの意見交換の場においては、これまで培ってきた市民活動のさらなる後押しと、誰もがまちづくりの担い手となり、協働によるまちづくりを進めていくことができる新たな仕組みや条例の必要性が議論されてきました。

そしてパブリックコメントによる市民の皆さんの意見を踏まえ、「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正案が市議会において審議・議決され、「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」が制定されました。

仙台市

仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例(抜粋)

第1条[目的]

第1条 この条例は、本市における協働の基本理念を定め、市民と市の役割を明らかにするとともに、協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって、豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

第2条[定義]

共通の理解を持って条例の解釈ができるよう、「市民活動」と「市民協働」を定義しています。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民が自主的、自発的に行う営利を目的としない活動であって公共の利益の増進に資するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下このハにおいて同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (2) 市民協働 市民と市が、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、目的を共有して、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することで地域の課題の解決や魅力の向上に取り組むことをいう。

第3条[協働の基本理念]

仙台市が目指す協働の姿を示したものです。3つの項目は「自立」「連携」「創発」というキーワードで表すことができます。

第3条 市民と市は、次に掲げる協働の基本理念(以下「基本理念」という。)のもと、豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とし、協働によるまちづくりを推進するものとする。

- 自立 (1) 市民と市は、それぞれがまちづくりの担い手となり、それぞれの持つ力をふさわしい場面で効果的に発揮すること
- 連携 (2) 市民と市、市民と市民は、互いの力を引き出しながら、相乗効果を生み出し、単独ではなし得なかったまちづくりを行うために連携及び協力を図ること
- 創発 (3) 市民と市は、新たに生じ、絶えず変化する課題に対応することができるよう、それぞれの持つ力を育み広げるとともに、互いの力を一層引き出すために創意工夫を続けること

課題解決に向けて創意工夫を続ける



多様な主体がそれぞれの力を発揮する

互いの力を引き出し、相乗効果を高める

第4条[市民の役割]

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自らがまちづくりの担い手であることを認識するとともに、協働の必要性を理解し、地域の課題の解決や魅力の向上に努めるものとする。

第5条[市の役割]

第5条 市は、基本理念にのっとり、市民活動を促進するとともに、本市の区域内に住所を有する者のほか、本市の区域内に通勤し、又は通学する者及び市民活動団体、地縁団体、教育機関、事業者等の多様な主体間の連携を図り、協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 市は、職員の市民活動及び市民協働に関する理解を促進するため、研修その他の機会を積極的に設けるものとする。



第6条〔基本方針〕

基本方針では、協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な考え方などを定めます。「仙台市協働まちづくり推進委員会」や市民の皆さんからの意見をもとに、平成27年度中に策定します。

第6条 市長は、協働によるまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、協働によるまちづくりの推進のための基本方針（以下この条及び第8条第2項第1号において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な考え方
- (2) 協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な施策(次条において「基本施策」という。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関する重要な事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、第8条第1項の仙台市協働まちづくり推進委員会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第7条〔基本施策〕

市民活動の促進及び市民協働の推進、政策形成過程への市民の参画の推進、多様な主体による活動の促進に関する13の事項について定めます。

第7条 基本施策には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市民活動の促進及び市民協働の推進に関する次に掲げる事項

- イ 市民活動の自立が促され、継続的な活動が行われるための環境の整備に関する事項
- ロ 持続可能な事業的手法等による地域の課題の解決の促進に関する事項
- ハ 市民からの提案に基づく協働事業の拡充に関する事項
- ニ 協働の理解を広め、多様な主体間の協働を推進するための人材の育成に関する事項

(2) 政策形成過程への市民の参画の推進に関する次に掲げる事項

- イ 市政に関する情報の公開の推進に関する事項
- ロ 政策の企画、立案等における市民の意見の提出の機会の確保に関する事項
- ハ 政策又は事業の方針、内容、評価等についての市民の意見の集約の機会の確保に関する事項
- ニ 附属機関等の委員の選任における人材の多様化と公募の実施に関する事項

(3) 多様な主体による活動の促進に関する次に掲げる事項

- イ 次の世代のまちづくりの担い手となる若者の育成に関する事項
- ロ 町内会等の地縁団体その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進に関する事項
- ハ 地域社会の一員である事業者による社会貢献活動の促進に関する事項
- ニ 多様な主体の交流の促進に関する事項
- ホ 多様な主体の活動等に関する情報の収集及び発信の促進に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、基本施策として必要な事項

第8条〔仙台市協働まちづくり推進委員会〕

第8条 協働によるまちづくりに関し必要な事項を調査審議するため、仙台市協働まちづくり推進委員会(以下この条において「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本方針に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりに関し必要な事項

3 推進委員会は、委員12人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動を行う者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 推進委員会には、必要に応じて、部会等を設置することができる。

8 第3項から前項までに定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条〔報告〕

市の施策の実施状況について、議会に報告します。

第9条 市長は、協働によるまちづくりの推進に関する市の施策の実施状況について、適宜、議会に報告するものとする。



(仙台市市民活動サポートセンター)

第10条(設置)

第11条(名称及び位置)

第10条 市民活動を行う者の活動拠点並びに市民活動を行う者、市民及び市が連携し、及び交流することのできる場所を提供することにより、基本理念に基づく協働によるまちづくりを推進するため、市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。

第11条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	仙台市市民活動サポートセンター
位置	仙台市青葉区一番町4丁目1番3号

第12条(事業)

市民活動を促進し、協働を推進する拠点として様々な事業を行います。

第12条 市は、市民活動の促進に関し、センターにおいて次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動の促進のための施設及び設備の提供
- (2) 市民活動を行う者、市民及び市相互の連携及び交流の推進
- (3) 市民活動に関する情報の収集及び提供
- (4) 市民活動に係る人材育成
- (5) 市民活動に関する相談
- (6) 市民活動に係る調査及び研究

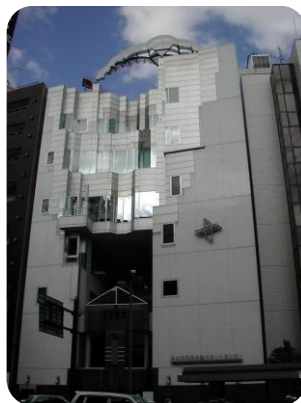
2 市は、協働の推進に関し、センターにおいて次に掲げる事業を行う。

- (1) 協働に関する理解を深める機会の提供
- (2) 協働に関する情報の収集及び提供
- (3) 市民が協働する機会の提供
- (4) 市民が協働により実施する事業の支援
- (5) 協働に係る調査及び研究

3 前二項に掲げるもののほか、市は、センターの設置目的を達成するために必要と認められる事業を行う。

第13条～第24条(略) (センターの使用に関する事などについて定めています。)

市民活動サポートセンター

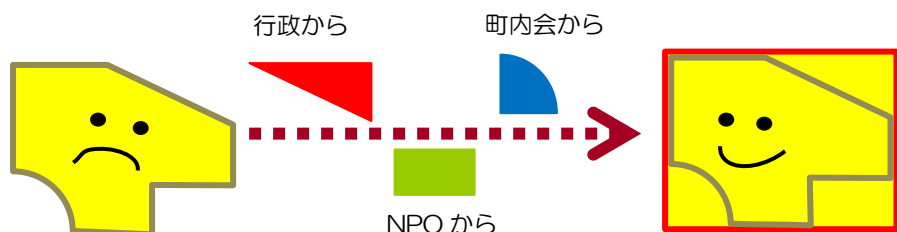


住所 仙台市青葉区一番町4丁目1番3号
TEL 022-212-3010
FAX 022-268-4042
ホームページ <http://www.sapo-sen.jp>
開館時間 平日 9:00～22:00
日・祝 9:00～18:00
休館日 年末年始(12/29～1/3)及び第2・4水曜日(祝日の場合は、翌日の木曜日)
アクセス
◆地下鉄:「広瀬通駅」西5番出口すぐ
◆バス:①「商工会議所前」から徒歩3分
②「電力ビル前」から徒歩2分
(駐車場・駐輪場はありません。公共交通機関をご利用ください)

案内図



協働のひとつのイメージ



〔地域課題のある状態〕

〔地域課題が解決された状態〕

ひとつの主体では解決できなかった地域課題が、多様な主体(市民、市民活動団体、町内会、企業、大学、行政など)がそれぞれの得意分野を生かし、協働して解決することで、暮らしやすいまちになります。

今後の予定

平成27年度

- 協働によるまちづくりの推進のための基本方針策定

平成28年度

- 基本方針に基づく施策の推進実施計画策定
- 協働の手引きの作成

お問い合わせ先: 仙台市市民局市民協働推進部市民協働推進課(仙台市青葉区国分町3-7-1)

電話: 022-214-8002 E-mail: sim004100@city.sendai.jp

仙台市ホームページ(条例のページ)

仙台市協働条例 7月1日

検索